

福岡医発第2333号(地)
平成20年 3月28日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公印省略)

福岡県歯科医師国民健康保険組合の給付割合について

標記の件につきまして、平成20年4月1日より給付割合が一部変更される旨、福岡県歯科医師国民健康保険組合より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、変更内容は下記の通りです。

記

【福岡県歯科医師国民健康保険組合の給付割合】

平成20年3月31日まで

3歳未満			8割
上記以後 69歳まで	本人		8割
	家族		7割
70～74歳の 前期高齢者	一般所得者		9割
	一定以上所得者 (現役並みの所得者)	本人	8割 (※1)
		家族	7割

平成20年4月1日から

6歳に達する日以後の 最初の3月31日以前である場合			8割
上記以後 69歳まで	本人		7割
	家族		7割
70～74歳の 前期高齢者	一般所得者		9割
	一定以上所得者 (現役並みの所得者)	本人	7割
		家族	7割

(※1) 給付率を引き上げている国保組合においては、被保険者証に記載した一部負担金の負担となっていたため。



福 歯 国 発 第 3 8 9 号
平 成 2 0 年 3 月 2 1 日

社団法人 福岡県医師会
会 長 横 倉 義 武 殿

福岡県歯科医師国民健康保険組合
理 事 長 秋 山 浩



福岡県歯科医師国民健康保険組合の給付割合について

本組合の運営につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、本組合では第2回組合会議（平成20年2月23日開催）で給付割合を下記のとおり平成20年4月1日から、一部変更するよう決定しましたのでお知らせいたします。
つきましては、関係機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

【福岡県歯科医師国民健康保険組合の給付割合】

平成20年3月31日まで

平成20年4月1日から

3 歳未満			8 割
上 記 以 後 6 9 歳まで	本人		8 割
	家族		7 割
7 0 ～ 7 4 歳 の前期高齢者	一般所得者		9 割
	一定以上所得者 (現役並み所得者)	本人	8 割 (※1)
		家族	7 割

⇒

6歳に達する日以後の最初の 3月31日以前である場合		8割	
上記以後 69歳まで	本人	7割	
	家族		
70～74歳 の前期高齢者	一般所得者		9割
	一定以上所得者 (現役並み所得者)	本人	7割
		家族	

(※1) 給付率を引き上げている国保組合においては、被保険者証に記載した一部負担金の負担となっていたため。

以上

